

愛知産業大学 教授会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知産業大学学則及び学校法人愛知産業大学組織規程に基づき、学部教授会（以下「教授会」という。）の組織、所掌事項及び運営等について定めるものとする。

(組織)

第2条 教授会は、学部長及び学部所属の専任の教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、学部長が必要と認めたときは、教授会に専任の助教授及び講師、その他の職員を加えることができる。

(審議事項)

第3条 教授会は、次に係る重要な事項を審議する。

- (1) 学則に関する事項
- (2) 教育課程及び授業に関する事項
- (3) 学生の入学、退学、転学、休学、除籍及び卒業に関する事項
- (4) 単位認定に関する事項
- (5) 学生の厚生補導に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) 教員の人事に関する事項
- (8) 教員の研究に関する事項
- (9) その他大学の運営に関する事項

(運営)

第4条 教授会は、学部長が招集し、議長となる。

2 学部長に事故あるときは、学部長があらかじめ指名した教授が議長となる。

(開催)

第5条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(開催時期)

第6条 教授会は、毎月一回開催を原則とする。

(書記)

第7条 教授会に書記をおき、学部長がこれを委嘱する。

2 書記は、教授会の議事録の作成及び保管に従事する。

(庶務)

第8条 教授会の庶務は、教務課において処理する。

(各種委員会)

第9条 教授会は、必要に応じ委員会を設置して、審議にあたらせることができる。

(規程の改正)

第10条 この規程を改正するときは、理事会及び教授会の議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。